

地公退ニエース

No. 151
2022. 3. 3
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地方公務員退職者協議会

03-3262-15546

被用者保険の適用拡大などをさらに進めよう

本年一月二日、厚生労働省は二〇二二（R四）年度の年金額の〇・四％引き下げを公表した。また、二〇二〇（R二）年の年金法改正にともない、短時間労働者への被用者保険の適用拡大等の改正が二〇二二年四月から順次施行されることとなる。以下に、二〇二二年度に実施される、年金額の改定状況並びに年金制度改正をめぐる動向について報告する。

年金額改定▲〇・四％ 二年連続のマイナス

年金額の改定ルールは、物価若しくは賃金の変動に応じて算定することになっている。二〇一六（H二八）年に、現役世代の負担軽減を理由に、この改定ルールの一部見直しが行われ、年金を受給している既裁定者の場合、物価変動率または賃金変動率のどちらか低い率を使って算定することとなった。

また、年金額の改定は物価や賃金の変動率のほかに、年金制度の持続可能性を確保するためにマクロ経済スライドによる調整も行われる。現行ルールでは、物価や賃金が上昇した場合、年金額の伸びからスライド調整率を差し引くこととなる。

図表1 年金額改定率等の比較

	2021年度	2022年度
年金額改定率	▲0.1%	▲0.4%
物価変動率	0.0%	▲0.2%
名目手取り賃金変動率	▲0.1%	▲0.4%
マクロ経済スライド調整率	▲0.1%	▲0.3%

(注) 2021年度、2022年度ともマクロ経済スライド調整は実施されず、翌年度以降に繰り越しとなっている。

となり、二〇二二年度が▲〇・一％、二〇二二年度が▲〇・四％と二年連続の引き下げとなった。また、未実施のマクロ経済スライド調整率▲〇・三％は翌年度以降に繰り越しとなった。

被用者保険の適用拡大 企業規模要件が一〇一人以上へ

二〇二〇年の年金改正の主な項目は、①短時間労働者への被用者保険の適用拡大、②在職中の年金受給の在り方の見直し、③受給開始時期の

図表2 2020年金改正法の主な施行状況

施行日	改正内容
2022年4月1日	○繰下げ受給の上限年齢を70歳→75歳へ引き上げる ○60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）について、賃金と年金月額合計額を28万円→47万円に引き上げる ○65歳以上で働いて厚生年金に加入している場合、年金額を毎年定時に改定する
2022年10月1日	○被用者保険の適用拡大 ・企業規模要件を501人以上→101人以上に引き下げる ・5人以上の個人事業所に係る適用業種に、法律・会計事務を取り扱う士業を追加 ・国、地方自治体勤務の短時間労働者への健康保険の適用拡大 ・「勤務期間要件1年以上」を撤廃
2024年10月1日	○被用者保険の適用拡大の企業規模要件を101人以上→51人以上に引き下げる

出所：厚生労働省資料より地公退が作成

給開始時期の選択肢の拡大であり、図表2のとおり、二〇二二年度から順次施行となる。現行の被用者保険の適用要件を図表3に示した。このうち、二〇二二年度から二〇二二年度

務期間が一年以上見込まれること」は廃止となり、(五)「企業規模五〇一人以上」は「企業規模一〇一人以上」に引き下げられることとなる。

図表3 現行の被用者保険の適用要件

- (1) 週労働時間が20時間以上であること
- (2) 月額賃金が8.8万円以上であること
- (3) 勤務期間が1年以上見込まれること
- (4) 学生でないこと
- (5) 従業員501人以上の企業等に勤めていること

二〇一六年一〇月から企業規模五〇一人以上の企業を対象に、短時間労働者への被用者保険の適用拡大が始まった。厚生年金保険・国民年金事業月報によれば、厚生年金の適用となった短時間労働者は、二〇二二年四月末時点で五三万六千人となっており、その七割以上が女性である。低賃金で働き、公的年金は国民年金のみ、医療保険は国民健康保険という状況から、厚生年金と社会保険（健康保険）が適用される被保険者になれば、保険料の二分の一が企業負担となり、かつ年金・医療保険の保障が厚くなるというメリットは大きい。また、適用拡大は、厚生年金の支え手を増やすことにつながり、将来の年金水準を上昇させるプラス効果も期待できる。

繰下げ受給の上限は七〇歳から七五歳へ

その他に、六〇歳～六四歳で年金を受け取りながら働いた場合、現行制度では、賃金と年金額の合計が二八万円を超えると年金が一部支給停止されるが、この基準額が四七万円に本年一〇月から引き上げられる。また、老齢厚生年金を受給しつつ、六五歳以上で働いて厚生年金加入の場合、年金額を毎年定時に改定することとなる。年金の受給開始時期は、六〇歳～七〇歳の間で個人が選択することができ、本年四月から六〇歳～七五歳の間拡大する。これにより繰下げ受給の上限年齢は七〇歳から七五歳となる。

次期の年金制度改正の課題

公的年金の長期にわたる財政収支の見直しを作成するために、少なくとも五年ごとに財政検証が行われる。次の財政検証は二〇二四年に予定され、その結果を受けて年金制度改正の議論が進められる。二〇二〇年の年金改正法の検討事項、附帯決議には、次期の年金制度改正の検討課題として、被用者保険の更なる適用拡大、高齢期の就労と年金受給のあり方、基礎年金拠出期間の延長（四〇～四五年）等が盛り込まれている。

厚生労働省は、次期年金制度改正に向け、マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準の調整期間を短くして、厚生年金の報酬比例部分の調整期間と一致させる方向での検討を省内で進めている。基礎年金の給付水準の低下への対応は重要だが、まずは二〇二〇年の年金改正法の検討事項、附帯決議の課題を優先して取り組むべきだ。次期年金改正の動向に留意し、取り組み強化が求められる。

民主的で納得できる税財政・金融政策を

補正予算

―恒常化・使途を言わない多額の予備費と財源―

△二〇二〇年度補正予算▽

二〇二〇年度はコロナ禍対策を名目に三次にわたる補正予算が組まれた。許しがたいことに内訳不明の予備費が、第一次補正で一・五兆円、第二次補正では一〇兆円組まれ当初予算と合わせて一二兆円計上された。

諸対策に必要な予算は当然措置されるべきだが、この多額の予備費計上は歳出予算の内訳・妥当性を吟味する国会の審議、財政民主主義の否定である（二〇二一年一〇月総選挙に当たって、公明党は再度の国民一律のバラマキを主張し、その財源に「予備費の残がある」と主張。使途も財源も退廃としか言えない）。

△二〇二一年度補正予算▽

二〇二一年度についても同じ手法が用いられ、三六兆円弱の過去最大規模の補正予算が二月二〇日に国会で可決されたが、財源の裏打ちは無く二二兆五八〇億円は国債に依存（年度全体では六五兆円が新規発行され、年度全体の国債依存度四六％）することになった。

補正の中には、本来当初予算として慎重に審議されるべき防衛費の増額や、国会で執行状況を把握しにくい多数の基金設置と民間団体への執行委託を隠しこんでいる。当初予算審議なら問題になる事項を審議時間が短い補正でどさくさにまぎれて計上していることが窺われる。

政府関係者は自慢げに「一六カ月予算」可決された二〇二一年一月～二〇二二年三月までの四カ月補正十二年度の当初一二月（過去には一月からの一五カ月予算とも）と称しているが、「補正」はあくまで補正であるべきで、会計年度主義を無視した補正が恒常化するのには許されない。

△補正予算の内容と財源▽

コロナ禍や災害への対策などはまさに補正が必要な事項だが、適正執行のためには予算計上の根拠になる対策の内容を可能な限り明確にして提案・審議すべきであり、多額の予備費をつかみ金として計上する手法は財政民主主義と国会の審議権を奪うことになる。また、臨時的経費を賄うための緊急避難として赤字国債発行もありうるが、その場合は、目的税「コロナ対策償還特別税」を設けるなど国民の納得を得て償還財源を計画的に確保することが不可欠である。

因みに、東日本大震災対策事業については「東日本大震災復興税（所得税・法人税・住民税）」を設けて償還財源計画を明示した（法人税は予定を短縮してとつとと終わったが、所得税・住民税はこれからまだ続く）。

△第二〇八国会に関する退連要求▽「予算編成と国債発行」

- ① 当初予算案の完成度を高め、常態化している「審議の緩やかな補正予算で多額の追加計上」をする姑息な手法を排すること。
- ② 補正予算案は当初予算編成時に想定出来なかった臨時的支出に限定して、具体的積算を明示し、国会の審議権を否定する巨額の予備費計上をしないこと。
- ③ 感染症・災害対策などに伴う大規模な国債発行については計画的な償還計画を明示すること。

日銀の株購入・国債引き受け

―金融秩序の破壊―

二〇一三年に安倍内閣が任命した日銀の黒田総裁は、史上最長の在任期間を自慢しつつ日銀の独立性を放棄して政権の都合にあわせる日銀運営を続けてきた。しかし就任時の最大の約束「二％物価上昇」は就任後九年を経過しても未だに実現しておらず、日銀の機能では実現できない目標だったことが明白になっている。

黒田日銀が上場投資信託（ETF）による株の買い増しを続け、経済実態を反映しない株価の維持・上昇に官製相場を形成し続けてきた結果、機関投資家としてはGPIFを抜いて国内最大となっている。また、国債の大量購入を続けた結果、国債保有者としても国内最大となっている。日銀が株価操作の実働者・国家財政の財布役を担い続けることは、財政の無責任化と金融秩序の破壊に直結する。

二〇二二年度当初予算案と税制

△二〇二二年度当初予算案▽

二〇二二年一月二四日に二〇二二年度当初予算案が閣議決定され、その後二〇八国会で可決された。一般会計の歳出総額は過去最大で一〇七兆五九六四億円、国債の償還・利払いに充てる国債費は二四兆三三九三億円。二二年度末の国債累計残高見込みは一〇二六兆五千億円で過去最高となった。

- ① 社会保障は「高齢化による増加分におさめる」方針が継続されて、歳出総額の三割を占める三六兆二七三五億円。前年比四三九三億円一・二％増。岸田政権の売り込み「医療・福祉人材の処遇改善」は△二二補正で二月～九月プラス一％措置▽△二二予算で一〇月以降プラス三％措置▽。
- ② 防衛費は一六カ月予算で△二二補正に新規の主要整備を含めて七七三八億円計上▽△二二当初でプラス一％の五兆四〇〇五億円▽合計過去最大で六兆一七四四億円。GDP比では一・一％と、従来の一％目安を突破。

米軍基地に係る「思いやり予算」というまやかしのネーミングを、以前からの英語名が意味する「同盟強靱化予算」に改め二一一〇億円増。日米地位協定の見直しは皆無。

△二〇二二年度税制改定▽

与党税調は各省庁・関係団体との調整を経て、一月一〇日に与党税制改正大綱を決定、政府は与党決定をそのまま一月二四日に閣議決定し、一月二五日法案を二〇八国会に提出。岸田首相が総裁選から主張してきた「金融所得課税」の改善や「炭素税」新設などは先送りになった。目玉とされた賃上げ誘導法人税減税は、これまでの方式の延長上に止まり、実効性が疑問視されている。いずれも参議院選挙を夏に控えて、経営者団体などの与党支持母体の反発を招く可能性のある事項は盛り込まれなかったとみられる。

このほかにはいくつかの経済対策と、住宅ローン減税の手直しなどが提起されているが、国際的に大きく動きかけている税制見直しや退職者連合が主張する国際連帯税等には言及無し。

政府の「税制調査会」は、自公が政権復帰して以降事実上の棚上げが続いて形骸化したままで、公正で透明な税制検討からは程遠いものであった。